

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ベトナム国メコンデルタ地域における気候変動に強靱な交通網整備事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ベトナム国メコンデルタ地域における気候変動に強靱な交通網整備事業準備調査【有償勘定技術支援】
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：26a00429

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月15日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国メコンデルタ地域における気候変動に強靱な交通網整備事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2028年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の12%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 21日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 22日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 27日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026年 8月 7日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 8月 27日 10時30分
8	評価結果の通知	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	※2023 年 7 月公示から変更となりました。
--	--------------------------

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/TA9GQcZ7SN>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

- １）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- ２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- ３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- ４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。
- 本業務で調査される事業は、他実施機関（国際機関及び先方政府）による事業と隣接している。そのため、受注者は他実施機関の関係者との調整が必要となる点を留意すること。隣接事業の進捗状況を確認しながら、本事業の事業対象範囲を整理し提案する。かつ、受注者は、隣接事業の進捗や実施状況に対する本事業の必要性・妥当性を検証するために、交通需要をシナリオ別に提案すること。隣接する事業は、アジア開発銀行（以下、「ADB」という）による道路事業、先方政府によるオモン橋事業が想定される。業務における具体的な留意事項については、第3条（13）（15）を参照すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関等との認識の一致に特に留意

すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について、予め前広に発注者と相談し、随時情報共有を行うこと。

- 相手国政府・実施機関等への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、2 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

（２）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- ☒ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- ☒ JICA 事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート

（３）審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 適用される技術基準（本邦技術含む）
 - ② 施工計画
 - ③ 調達計画
 - ④ 事業費
 - ⑤ 事業実施スケジュール
 - ⑥ 事業実施体制
 - ⑦ 運営・維持管理体制
 - ⑧ 運用・効果指標

⑨ 内部収益率（IRR）

⑩ 環境社会配慮

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 相手国政府・実施機関等が所有する既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分かつ妥当な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「バトナム国メコンデルタ地域における地域経済開発に資する運輸交通ネットワークに係る情報収集・確認調査」（2023年4月）
 - ② 「バトナム国「第3期国道1号線橋梁リハビリ事業（Ⅰ）（Ⅱ）」（評価年度：2015年）」
 - ③ カントー市人民委員会が作成中の Pre F/S 報告書（2026年6月策定予定）

（６）本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、新設・拡幅時工事用道路等の関連インフラ、住民移転先用地等

（７）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材、資材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成する。併せて、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用可否を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上、耐用年数の向上などの可能性を幅広く評価し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように留意すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報を参照し、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用について本事業適用可否を検討すること。
- 想定される入札方法を踏まえて、本邦企業に優位性のある技術活用の可能性を検討し、提案すること。
- 本事業の課題及びニーズを考慮し、課題を解決し得る、またニーズを満たせる本邦技術があれば、提案すること。
- 想定する本邦技術の適用にあたり、施工上及び契約監理上の留意事項等を整理して報告すること。先行調査の報告書に適用可能性のある本邦技術の記載がある場合、該当技術についても確認の上、調査結果として提案すること。
- 本邦技術適用と対照的に、越国政府の基本方針として（現地企業も参画可能な）ローカル技術の活用を推進している（ローカルの AI 技術を交通網整備に活用する等）。そのため、想定し得る本邦技術活用の提案に対する越国政府や実施機関の評価/反応を確認し、発注者及び国土交通省/外務省等、日本側関係者に対し報告すること。

（８）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求

められるものと大きな乖離がないことを検証する。

- 本事業は、JICA 環境社会ガイドライン（2022 年 1 月公布）に掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため、環境カテゴリ A に分類されている。
- 本業務においては、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援についても検討の上、実施すること。被影響住民が公用語と異なる言語を話す場合は、同言語の要約も作成すること。
- 本事業においては、環境社会配慮助言委員会を開催することが想定されている。このため、本業務においては、受注者は関連情報の整理や説明資料作成等の支援業務にも対応すること。³ なお、環境社会配慮助言委員会の案件概要説明は 2026 年 10 月、スコーピングに対する助言確定は 2027 年 2 月、ドラフト・ファイナル・レポートに対する助言確定は 2027 年 12 月の全体会合で対応することを想定している。環境社会配慮助言委員会（案件概要説明及びスコーピング段階のワーキンググループ）に対する方針を策定し、情報整理や説明資料作成等の業務に対応すること。
- 本業務においては、JICA 環境社会ガイドラインに沿って、ベトナム政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第 4 条 業務の内容」に示す業務を行う。
- ベトナム政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きにつき情報収集し、必要なものは適宜参照すること。また本事業を実施する際の環境社会配慮に係る最新の手続きについて確認し、本業務にて実施すること。
- 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下のとおり。
 - ① ベトナムの道路・橋梁セクターにおける過去の類似事業から得られる教訓・事例等を十分に確認すること。用地取得・住民移転に関する先方政府の実施体制、実施プロセス、関連法制度を精査した上で、円借款候補事業の形成に際して想定される課題等を整理し、提示すること。
 - ② 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
 - ③ 本事業においては、道路整備に伴い用地取得・非自発的住民移転が発生する見込みである。受注者は、具体的に沿道の建物（集合住宅、戸建て住宅、商店、宿泊施設等）、農地、道路等が影響を受ける数、規模を確認するこ

³ 具体的には、環境社会配慮助言委員会に係る説明資料作成を指す。JICA への説明資料提出後、JICA 関連部門との資料内容に関する確認・調整を経て委員会への付議となるため、上記の各イベント日程を前提として遅延のない対応が求められる。

と。その影響を踏まえ、受注者は、用地取得及び住民移転にかかる対応方針を整理し、必要な調整や支援等を行うこと。

- ④ 対象道路の改良・拡幅においては、商店・家屋が密集している区間が複数存在する。これらの区間においては、新たな用地取得の必要性も想定されるため、環境社会配慮面においても十分に考慮の上で被影響住民の最小化と事業効果（経済性）のバランスを考えた複数オプションを比較検討し、必要な説明や手続きに対応すること。

（９）Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

本業務では以下の点に留意する。

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設工事における ICT 技術・デジタル技術の活用可能性を検討し、選択肢を提示すること。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討し、活用可能性及び選択肢を提示すること。

例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等

- 公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行う（他国の一例として、「災害リスク軽減およびデータに基づく行政の実現に資する AI 対応型国家データ基盤の構築に向けた協力」[JICA 及びフィリピン科学技術省]のように、地理空間や気候関連データを取得し、統合して分析した上で、災害リスク評価及び施工計画の検討に活用する等）。事業対象地における実施可能性を検討し、実施可能性及び選択肢を提示すること。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること（例えば、地理空間 AI、予測分析、衛星データの活用、スマホ等を活用した人流データまたは衛星からの夜間光データによる周辺国地域への経済波及効果の検証等）。
- 活用するデジタル技術・システムについては、内容を踏まえ当該システムの可用性・機密性・完全性を確保する観点から、サイバーセキュリティに係るリスク評価を行う。交通インフラの安定的運用及び迅速な復旧を可能とするための対策について、国際標準（例：NIST CSF2.0 等）も参考に提案すること。

(10) 迅速化に向けた検討

相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。⁴

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

(12) 相手国関係機関との調整

本業務では以下の点に留意する。

- 本調査の実施にあたっては、最終的な結果のみならず、途中段階でも先方実施機関と協議議事録等で調査内容・結果を情報共有すること。先方関係機関は多岐に渡っており、例えば中央政府と地方省との意見/認識の相違等、各機関で意見が異なることも想定される。加えて、同じ機関であっても異なる部局で意見が異なることも想定され、現地JICA在外事務所含めた丁寧な調整が必要である。先方機関に適切かつ効果的に本調査の進捗や結果を提示するために、受注者は発注者に事前に説明し了承を得た上で、先方機関へ情報共有すること。
- 本事業の対象範囲や輪切り・スコープ分けの検討・決定においては、ベトナム政府財務省（以下「MOF」という）が対外借入により実施する事業であることから、MOFの影響力が非常に大きい。そのため、同国及びMOFにおける優先順位や緊急性、期待される効果について発注者と相談しながら継続して理解をすり合わせる。MOFとの協議や情報提供を行う場合、事前に発注者の了承を得ること。なおMOFを含む相手国中央政府等との協議にはコンサルタントチームのみで対応することはせず、JICA在外事務所の同行を得ること（地方政府はこの限りではない）。
- 借入人であるMOFによる意思決定が、円滑な調査実施及び協力内容の検討に必要不可欠である。そのため、調査開始時・中間・終盤の必要なタイミングで、カウンターパートとともに進捗報告及び協議の実施を計画に組み込むこと。また、インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種協議に際してはMOFにも情報共有を行いつつ本業務にあたること。
- 必要に応じて、ドラフト・ファイナル・レポートとは別に MOF の予算確保及び予算措置の見通しを把握するための概算経費（案）を作成し、JICA 本部及び在外事務所の確認を経たものを MOF へ提案・協議し、本事業の整備対象施

⁴ 本事業は、実施機関の開発計画に含まれる重点案件であり、迅速な事業形成が求められる。このため、受注者は、実施機関及び関係省庁等との継続的な協議を遅滞なく進めるとともに、本業務及び事業本体の工期短縮化に資する実行可能な方策についても検討し、提案すること。

設について合意すること。

- 借款審査の前提として、越国政府による F/S 承認等、相手国政府や実施機関による意思決定が本調査と並行して適時に為される必要がある。そのため、先方手続きの進捗度合いを確認し発注者に報告すると共に、同内容が本調査での提案と大きな齟齬が無いことを確認すること。

(13) 事業対象範囲の整理及び提案

- 受注者は、調査初期に、本事業の基となるマスタープラン「The Master Plan for the Mekong Delta Region in the 2021-2030 period with a vision to 2050」及び改訂版の進捗状況を確認し、本事業が担う役割や機能を明示すること。あわせて「Annual Mekong Delta Economic Report (AMDER 2025)」も参照し、マスタープラン全体について最新情報を収集しながら調査を実施すること。受注者は、調査期間を通じて隣接事業の進捗状況、対象範囲、スケジュール等に関する情報を、合同連絡会議等を通じて関係機関から継続的に収集すること。合同連絡会議は、実施機関が主導し、本事業及び隣接事業の責任者が参加して各事業の進捗及び計画見通しを共有する場を想定する。収集した情報を基に、隣接事業の実現性や今後の計画を分析し、その結果を踏まえて本事業の事業対象範囲を整理し提案すること。隣接する事業の関係者としては ADB や先方政府内オモン橋事業の担当省庁を想定する。受注者は、これら関係機関との円滑なコミュニケーションを確保するため、必要に応じて関係機関への訪問や現地渡航、合同連絡会議への参加等を実施すること。さらに、事業対象範囲の整理にあたっては、複数の想定されるシナリオを設定し、リスク、事業効果、概算事業費の観点で分析を行うこと。分析のシナリオは、第3条(15)を参照する。本業務の成果として、受注者は、隣接する事業の最新進捗状況の報告と、本事業の交通需要予測をシナリオ別に発注者へ提案すること。発注者は、それらの結果を踏まえ、事業スコープの妥当性を判断する。
- 事業対象範囲の検討にあたっては、異なるベトナム側関係機関・部局との丁寧な調整が想定されるため、調整枠組についてベトナム側と検討の上で実施すること。また、本調整については発注者にも事前に相談すること。
- 事業対象範囲（道路の起点及び終点）の整理は、プロGRESS・レポート提出時に発注者に確認し、了承を得る。

(14) 事業コンポーネントの提案

- 特に検討が必要な事業コンポーネントは以下の通りであり、先行調査を踏ま

えて各コンポーネントの検討方針について提案すること。

- 軟弱地盤対策の検討及び提案

軟弱地盤対策工については、PVD（プレファブリケートッド・バーチカルドレーン）工法、プレロード工法、真空圧密工法、深層混合処理工法等の適用可能な複数の対策工について比較検討を行うこと。それぞれの適用条件、施工性、工期、概算事業費及びリスクを整理した上で、最適な対策方針を提案すること。

また、本メコンデルタ地域における軟弱地盤は、その物性及び挙動のばらつきが大きく、設計パラメータの設定には不確実性を伴うことから、必要に応じて試験施工や段階施工を前提とした検討を行う。それに加え、施工中の動態観測（沈下、間隙水圧、変形等）の結果を設計に適切に反映させることを想定した設計・施工計画とすること。

- 他実施機関による事業との近接施工

事業対象区間は、他事業による整備区間及び既存インフラと近接して施工される可能性があることから、近接施工に伴う技術的及び施工管理上の制約条件について十分に検討し、提案すること。特に、軟弱地盤上における盛土施工等に起因する地盤変形や側方流動が近接する構造物に影響を及ぼす可能性があるため、周辺構造物の配置状況及び施工順序を踏まえた上で、必要な安全対策、施工手順及びモニタリング計画を提案すること。

- フライオーバー

本事業においては、対象地域の交通実態を勘案し、フライオーバーの可能性がありうる。先行調査の結果を分析した上で、フライオーバーに関する必要性有無について、調査結果にて提示すること。

（１５） 交通量調査による交通需要予測の提案

- 受注者は、本業務において、実施機関が作成した Pre-FS における既存の交通量調査結果及び将来交通需要予測の内容を最大限活用するとともに、新たに交通量調査を実施すること。特に本事業に影響を与える隣接事業として、オモン橋、カントー第二橋、ADB 区間（アンザン省、本事業の西側区間）、及び ADB 区間（ドンタップ省、本事業の東側区間）が想定される。受注者は、これら隣接事業の進捗を常に情報収集するとともに、これら各事業の実施条件別に複数の交通需要シナリオを設定し、結果を取りまとめて提案すること⁵（具

⁵ 受注者は隣接事業の最新情報を継続的に収集し、前提条件の変化(隣接事業の実現可能性)を見落とすことなく、交通需要分析及び検証を適切に実施すること。交通需要シナリオを設定し、全シナリオの中から現実的に想定されるものを、選定理由を客観的に整理し明示したうえで抽出し、分析すること。

体的なシナリオ設定は、①オモン橋、②カントー第二橋、③ADB 区間（アンザン省、本事業の西側区間）、④ADB 区間（ドンタップ省、本事業の東側区間）の①～④各事業の実現有無の組み合わせで全 16 パターンとなる。うち 5～7 つのシナリオを設定して分析すること。）また、各シナリオに基づき、本事業により発現が見込まれる効果を検証すること。発注者は、その提案をもって、事業スコープの妥当性を確認・判断する。

なお、交通需要予測及び将来道路ネットワーク検討に際しては、最新の道路網計画を反映すること。過積載車両の交通量も調査し、その対策を提案すること。

（１６） 事業効果の分析及び提案

➤ 包括的な物流交通円滑化への寄与

本事業の物流交通及び道路輸送の円滑化や生じる経済的便益への寄与について、定量的・定性的な効果指標を策定し、提案すること。本事業は、カントー市の道路整備を通じて地域内交通の円滑化を図るとともに、メコンデルタ地域全体の広域物流ネットワークの強化に資することを目的とする。メコンデルタ地域は農業生産拠点として、農産物を中心とした物流がホーチミン市や輸出拠点へ大規模に流動している。カントー市は西部・南部沿岸地域とホーチミン都市圏を結ぶ要衝であると同時に、水運と道路の結節点として重要な役割を担う。さらに、ASEAN南部経済回廊の一部としてカンボジア方面の物流中継拠点としての役割も期待されることから、本事業は市内の道路整備にとどまらず、メコンデルタ地域全体の物流円滑化を通じた広域経済の活性化に資する基盤整備として位置付けられる。このため、本業務においては、事業目的及び指標を検討する上で、カントー市周辺の交通状況に限定せず、メコンデルタ地域からホーチミンやカンボジア方面を含めた広域的な物流・交通の流れを俯瞰的に把握した上で、本事業がこれらの物流ネットワーク円滑化に与える効果や経済的便益を分析し、定量的・定性的な効果指標を設定し、対外的に本事業の重要性・意義を説明できるよう準備すること。⁶

具体的には、先行調査にて実施された交通需要予測データを最大限活用するとともに、必要に応じて物流拠点、運送事業者等へのヒアリング等補完調査を実施し、物流の流れを調査し、提示すること。その上で、本事業による物

⁶ 本業務においては、本円借款案件の意義を明確にするため、カントー市周辺に限定せず、メコンデルタ地域からホーチミン市及びカンボジア方面を含む、包括的かつ広域的な物流・交通の流れを踏まえた分析を行うことが求められる。受注者は、物流円滑化の効果及び経済的便益について、定量的・定性的に十分な根拠をもって効果指標を設定し、合理的に對外説明可能な水準で整理・提示すること。

流交通の円滑化効果及び経済的便益を、包括的かつ広域的視点からも評価すること。

なお、本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても、進出済み企業へのヒアリング等に基づき提示する（例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

- 「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020 年 2 月）」を参照しつつ、本事業の運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行うこと。また、事業資金計画や各種データをもとに、本事業における内部収益率（IRR）、経済的内部収益率（EIRR）、また調査の上で事業が将来的に料金収入を伴う場合には、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出すること。
- 幹線道路の新設及び既存道路の改修（小規模橋梁含む）による経済効果
本事業の意義については、その妥当性を示すため、定量的な経済効果の算出が重要である。このため、受注者は、先行調査で実施された車種別の走行時間費用の短縮効果や、走行経費削減効果等を参考に、本事業により発現が見込まれる経済効果を適切に定量化すること。また、第 3 条（15）に記載の通り、隣接するオモン橋、カントー第二橋、ADB 区間（アンザン省、本事業の西側区間）、及び ADB 区間（ドンタップ省、本事業の東側）の進捗状況や実施条件を踏まえた交通需要シナリオ（具体的なシナリオは発注者と事前に相談し、対処する。）を設定し、各シナリオに基づき経済効果を提案すること。

（17）維持管理等に係る検討及び提案

- 本業務では、先方実施機関の人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等の情報を確認の上で、先行事例より維持管理に係る課題・教訓の抽出・改善策の提案を行う。この上で、本事業で整備する道路・中小規模橋梁の維持管理計画の方向性を提案する。
- 先行事例として、国道 61C 拡幅区間である 2 車線の既設道路があげられる。この既設道路は既に数年にわたって実施機関により運用されているため、地盤沈下対応等の実績データを収集の上分析し、上記提案へ反映する。

（18）交通安全対策の提案

- 近年の交通量の増加に伴い、狭隘な道路区間を多くの大型トラック、乗用車、バイク、自転車、児童含む歩行者が通行し、交通渋滞とともに交通事故のリスクが深刻な課題となっている。このため、本調査では当該区間の周辺

環境、交通状況（歩行者・通学者・通勤者状況含む）、事故発生状況等を確認の上で、現在の課題を踏まえた道路計画・道路線形を提案すること。また、想定される交通事故を、走行環境や交通状況等をもとに事故要因を事故形態別に整理し、事故要因に応じた安全対策を提案すること。

- 本事業を通じて幹線道路の交通量が増加することが想定される。このため、本業務では、交通量増加に伴う交通安全への悪影響が生じないように、中央分離帯の開口部の設置、交差点改良、横断歩道橋・横断歩道の整備、信号設備の設置、その他交通安全施設の整備等の対策を提案すること。特に、交通量の増加に加え、走行速度の上昇による交通事故の増加のリスクもあるため、走行速度にも着目して提案へ反映すること。
- 上記の完工後の交通安全対策に係る検討事項に加えて、施工期間中（工事中）の交通事故のリスクも深刻な課題となっている。施工期間中（工事中）の交通安全対策に関しても、先行案件の経験や教訓、課題を踏まえた交通安全対策を提案すること。

（１９）発注者によるファクトファインディングミッション及び審査に向けた支援

本調査の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という）及び審査を、それぞれ 2027 年度第 3 四半期、2027 年度第 4 四半期頃を実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施する可能性がある。F/F や調査ミッションの前に、調査の進捗報告を行うとともに、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/F や審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については発注者に確認すること。

（２０）現地リソースの確認

本事業は規模が大きく、複数の工事を並行して進める場合には、現地リソースの不足がプロジェクトの進捗に影響を与える可能性がある。このため、本業務においては、現地の下請け業者や技術者（コントラクター）のリソースが十分にあることを確認すること。また、確認結果に基づき、複数の工事が同時進行できる建設工程、パッケージ単位を設定すること。

第 4 条 業務の内容

（１）業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁷。
 - ・ 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - ・ 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - ・ 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

☒概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）
- ③ 水理解析・水文調査
- ④ 地形測量
- ⑤ 地形調査／地質調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必

⁷ 一般的に必要な事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

本メコンデルタ地域における地盤特性の把握にあたっては、現地調査に加え、既往の文献調査及び類似事業における施工事例を確認及び検証し、本事業の設計及び施工計画の検討や、調査地点の決定に反映させること。⁸

⑥ 支障物調査

(5) 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

① 環境アセスメント

(ア) 概要

JICA 環境社会ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。⁹環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard (以下、「ESS」という) 1 Annex 1 に記載のある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2025 年 9月)」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。相手国等(関係官庁・機関)がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

また、影響評価の検討にあたっては、周辺事業・施設等に伴う派生的・二次的な影響、累積的影響並びに不可分一体事業、その他 Rights of Way に含

⁸ 本業務においては、設計及び施工計画の妥当性に直結する基礎情報として、メコンデルタ地域特有の地質・地盤条件を的確に把握し、設計計画に反映することが求められる。受注者は十分な現地調査、既往資料及び類似事例の検証を組み合わせ、調査結果の信頼性及び整合性を十分に確保するとともに、調査地点の設定、支持層の判断等の根拠を明確に整理し、設計・施工計画に漏れなく反映すること。

⁹ 本案件はカテゴリ A として分類され、環境社会における影響の網羅的かつ確実な把握・対応・評価が求められる。影響項目の特定、予測、評価、緩和策検討、ステークホルダー協議対応等を含め、漏れない調査及び対応の確実な実施すること。

まれないものの負の影響が想定される関連施設（採石場、土取り場、土捨て場、仮設ヤード、アクセス道路等）を検討対象とすると共に、緩和策の実施が新たな用地取得を伴う場合（例：住民移転の代替地や代替植樹地等）はその実現性も考慮すること。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案とドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため 現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（a）環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

（b）「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

（c）関係機関の役割

イ）代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討

ウ）スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ）ベースラインとなる環境社会の状況の調査（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、生物多様性、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）

オ）影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）

カ）影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。）

キ）緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討及び提案

ク）環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ケ）予算、財源、実施体制の明確化

コ）ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施

目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」（公開資料）を参照のこと。）。例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO₂換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

シ) 苦情処理メカニズムに係る検討及び提案

ス) 情報公開に係る実施機関との調整

注：上記、ウ)～ク)は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

上記に加えて、実施機関と協議の上、実施機関に対する環境アセスメント報告書（以下、「EIA」という）及び環境チェックリスト案の作成支援、並びに環境認可申請に係る支援を実施する。

(ウ) 環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

② 住民移転計画

(ア) JICA 環境社会ガイドライン、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025年9月）」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 用地取得・住民移転の必要性の記載

- (a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- (a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデイトが宣言され、カットオフデイト後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
 - (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
 - (d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を明確化する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
 - (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議し合意の上で作成される必要がある。
- オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）
- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。
- カ) 苦情処理メカニズムの検討及び提案
- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。
- キ) 実施体制の検討及び提案
- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役

割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

- (b)住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討及び策定

- (a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討及び提案

- (a)補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討し、提案する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討及び提案

- (a)実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監視のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (b)独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c)住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

- (a)社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住

民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(ウ) なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

(6) ジェンダー及び障害主流化の視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調査する。その上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。例えば、建設工事がもたらす地域社会における雇用の増加、道路整備による交通量増加に伴う道路沿いや近隣側道での商売における女性の経済力の強化、収入の安定による家庭やコミュニティにおける女性やマイノリティの意思決定力及び発言権の強化、通学路の整備による教育機会の増加、バス停や待合所の設置による安全確保、街灯増設による夜間の安全確保や防犯、土地収用や移転時の適切な評価と補償、住民協議への女性やマイノリティの参画促進、妊産婦の医療へのアクセス改善等が想定される。これらのように、ジェンダー主流化に本事業が貢献することを示すシナリオや指標、さらには JICA が支援することによる付加価値を整理し、提案すること。

同様に、包摂的社会の形成に寄与すべく、障害主流化の視点からも、道路におけるアクセシビリティの確保や社会参加の推進を図る。本事業が障害主流化に貢献することを示すシナリオや指標を整理の上作成し、提案すること。

実施機関におけるジェンダー及び障害主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。また、障害の有無による課題やニーズの状況についても調査し、提案する。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- (オ) 受益者の障害有無及び障害種別データを収集する。
- (カ) 可能な限り障害当事者または団体の参画を得た上で、事業枠組み内で障害主流化の推進に資する活動を特定する。
- (キ) 障害主流化の推進の取り組みを担保し、測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 1) ジェンダー関連の政策・制度
- 2) ジェンダー別の利用者のニーズや課題
- 3) 他の大型インフラ案件におけるジェンダー視点の取組状況
- 4) 工事労働者の同一労働、同一賃金の徹底：女性の雇用促進策、待遇等
- 5) 想定される従業員のジェンダー別の職種（賃金水準）等の差異の有無
- 6) カウンターパートの女性技術者が本事業に関わる際に、主に現場で直面し得る課題とニーズ
- 7) 住民移転説明会におけるジェンダーバランス、ジェンダー視点からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握、寡婦世帯など脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置や女性のエンパワメント促進に向けた取組の提案
- 8) 幹線道路のうち市街地を通過する場所における女性地域住民の利用状況、目的、手段

- 9) 幹線道路や小規模橋梁における女性地域住民の利用状況、及び女性地域住民が利用しない理由
- 10) 幹線道路のうち市街地を通過する場所における女性が良く利用する施設の有無、種類、道路への接続における事業影響の有無
- 11) 市街地を通過する場所におけるジェンダーに基づく暴力の発生状況、またその防止に役立つ取り組みの提案
- 12) 道路付帯設備や歩道等の設計にかかる、女性地域住民のニーズ調査
- 13) 障害関連の政策・制度
- 14) 障害当事者のニーズや課題（障害当事者／団体へのヒアリング含む）
- 15) 類似事業での障害主流化への取り組み（アクセシブルな道路整備等）
- 16) 本事業におけるアクセシビリティ確保の検討（歩道整備の場合の段差の解消、点字ブロックの導入、交差点における音響信号機や視認性の高い信号表示の導入、小規模橋梁における車いす利用者や歩行困難者を想定した勾配設計や手すり等設備の導入など）
- 17) ①に記載の例をはじめ、ジェンダー及び障害主流化に本事業が貢献することを示す付加価値やシナリオ、指標の検討と提案

（7）気候変動対策事業・生物多様性保全事業としての案件形成に係る情報収集・分析¹⁰

本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excelの電子データ）を発注者に提出すること。

- 具体的には、本事業の実施により、慢性的渋滞区間の解消、交通の平準化等が期待される。温室効果ガス排出量の削減への貢献が見込まれる場合、JICA Climate-FIT（緩和策）また、同ツール（緩和版）（4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和）及びそれに類する方法論を参照し、温室効果ガス排出削減量の推計を行い、結果及びそのバックデータを、発注者に提出する。

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に

¹⁰ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。特に、本事業が気候変動対策に貢献する指標や説明、JICAが支援する具体的な付加価値を整理し、提案すること。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

- 具体的には、本事業の実施により、渋滞の緩和や物流の効率化等が期待される。温室効果ガス排出量削減へ貢献、また相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策・適応策）と位置づけられる可能性がある。そのため、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」と（8. 道路）を参照し、気候リスクの分析（気候変動影響の予測を含む）、追加的な適応オプションの検討、及び裨益人口の推定を行う。また、例えば、浸水耐性のある舗装や排水機能を備えた嵩上げ道路により洪水時でも通行可能となり、避難・救援の確実性向上や地域孤立の回避、避難ルートとしての利用により災害時の移動時間短縮や被害の最小化、堤防機能も持たせることで広域的なリスク低減など、本事業が気候変動対策として貢献する具体的な影響を提案する。加えて、気候変動対策緩和策／適応策に資する案件と位置づけられる場合は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を確認の上、先方政府・実施機関との認識共有を行う。

（８）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①～③の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

- ① 「国が決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか
 - 本事業で使用される技術が当該国の最新の「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。
 - また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。
- ② 脱炭素化ロードマップ・パスウェイとの整合性（該当する場合のみ）
 - 2050 年カーボンニュートラル達成に向けた当該セクターの道筋（パスウェイ）を含む当該国政府が策定したロードマップの有無を確認する。そのような口

ードマップが存在しない場合には、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5℃目標達成に向けた当該セクターの道筋（パスウェイ）を確認する。

- なお、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5℃目標達成に向けた当該セクターの道筋（パスウェイ）については、可能な限り、当該国や当該地域、新興・開発地域の道筋など、当該国の道筋と関連性が高いものを使用する。
- 本事業の特性が上述の脱炭素化ロードマップ・パスウェイと整合するかを確認する。
- 脱炭素化ロードマップ・パスウェイで掲げる炭素集約度の推移と本事業の炭素集約度の推移、又は排出量の総量の比較を行う。また、本事業の道筋が整合しない場合には、当該国の当該セクター全体の脱炭素化に向けた道筋が、本事業によって阻害されるものでないかを検討し、報告する。
- また、使用する技術がトランジション技術とタクソノミー等で位置づけられているかを検討し、報告する。

③ カーボン・ロックイン（ロックイン効果）の確認

- 本事業が近い将来に炭素集約的運用から低炭素型の運用に移行する可能性があるか、移行の可能性が阻まれていないかを確認する。例えば、以下の観点で検討し、報告する。
- 事業のビジネス上の特性：低炭素型の代替手段が実現可能になった場合でも、そのような手段への切り替えが起こらないリスクが事業構造・契約上内包されていないかを確認する。
- 当該セクターの市場構造の特性：当該セクターでの規制や市場構造により、低炭素技術への切り替えを停滞させるインセンティブを本事業が生み出さないかを確認する。
- 当該プロジェクトの背景事情：2050 年のカーボンニュートラル達成に加えて、当該国政府や実施機関、運営主体等が脱炭素化に向けたコミットメントや計画を有しているか等を踏まえ、定性的に本事業がどのような位置づけとなる見込みかを確認する。

（９）代替案の検討

上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

➤ 代替案検討が求められる項目¹¹は以下のとおり。

¹¹ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- ① 建設予定地
- ② 配置計画
- ③ 施設の構造形式
- ④ 建設材料の種類
- ⑤ 施工方式

(10) 概略設計

- 実施機関による Pre F/S や上記先行調査、既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

① 道路概略設計

- 道路概略設計（新設区間 約 26km、既設区間 約 47km、舗装設計、側道等含む）
- 平面交差点設計（実施機関と対象地につき要調整）
- インターチェンジ設計（実施機関と対象地につき要調整）
- フライオーバー設計（実施機関と対象地につき要調整）

② 橋梁概略設計（80～100 箇所程度の中小規模橋梁、実施機関と対象地につき要調整）

③ 完成予想図（3D を活用した CG 等）

- 最適代替案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 概略設計後の完成予想図の作成

(11) 事業実施計画の策定

上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

- 安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 資機材調達計画

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。

④ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

(12) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- 競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

- 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、施工性、経済性、工期、安全性、環境

負荷、維持管理性等の観点から総合的に評価する。

- また、想定される入札方法及び競争性への影響、現地技術との関係性等も踏まえ、適用の妥当性を整理する。
- さらに、必要に応じて概略設計への反映や施工上の留意事項についても整理する。

(13) 事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。
 - (ア) 本体事業費
 - (イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
 - (ウ) 本体事業費に関する予備費
 - (エ) 建中金利
 - (オ) フロントエンドフィー
 - (カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
 - (キ) その他1（融資非適格項目）
 - ア) 用地取得、用地補償、移転費用等
 - イ) 関税・税金
 - ウ) 事業実施者の一般管理費
 - (ク) その他2（融資非適格項目※）
 - ア) 完成後の運営維持管理費
 - イ) 初期運転資金
 - ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用
 - エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費¹²（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト削減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト削減の可能性がある事項を整理し、コスト削減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
 - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１４）調達計画の策定

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記①～③の内容

¹² 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること）。

については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ① 相手国における当該類似事業の調達事情
 - 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ② コンサルタントの選定方法案
 - ショートリストの策定方法
 - コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- ③ コントラクターの選定方針案
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - 調達方式
 - PQ 実施要否
 - 資格要件の設定
 - 適用する標準入札書類・契約約款
 - 事業内容に適した契約条件（特に前渡金を始めとした支払い条件、ただし契約条件の雛形からの修正は最低限とする）
 - 紛争裁定委員会（Dispute Board）の設置

（１５）事業実施体制の検討及び提示

本業務では以下の対応を行う。

- ① 実施機関の体制（組織面）
 - 相手国政府及び実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制や、相手国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の実施体制、制度を把握した上で、本事業における組織体制の在り方について提案する。
- ② 実施機関の体制（財務・予算面）
 - 相手国実施機関及び運営維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理し、本事業における体制の在り方について提案する。
- ③ 実施機関の体制（技術面）
 - 相手国実施機関及び運営維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。さらに、本事業における技術体制の在り方及び、施工・調達等にかかる技術的な支援の必要性についても提案する。
- ④ 実施機関の類似事業の実績
 - 相手国実施機関が主体となった同規模の事業実績（実施中含む）において確認された課題・教訓を整理し、本事業における対処方針を提案する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- ・ 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について提案する。

(16) 運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- ・ 運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制や、相手国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の運営維持管理体制、制度を把握した上で、本事業における体制の在り方について提案する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- ・ 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を記載する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- ・ 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを記載する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- ・ 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を記載する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- ・ 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討の上、提案する。

(17) 実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- ・ 事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）

- ・ 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を記載する。

③ 支障物移設

- ・ 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を記載する。

④ 事業実施に必要な許認可

- ・ 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を記載する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）

- ・ 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を記載する。

（１８）免税措置の調査

相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（１９）事業実施段階における施工上の安全対策の検討¹³

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、事業費（コンサルティング・サービスを含む）や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版¹⁴を参照する。
- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（２０）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

- 概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階及び実施（案

¹³ 概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

¹⁴ JSSS は、仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

件監理) 段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては、発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めて提示すること。

(21) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

(22) コンサルティング・サービスの提案

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹⁵について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計（デザインビルド方式の場合は概略設計）、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

(23) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果について、第3条(16)に記載の広域物流の視点及びシナリオ分析を踏まえ、定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発

¹⁵ 規模は「業務人月」とする。

注者の承諾を得る。¹⁶

- 隣接事業の進捗状況や実施条件の違いを踏まえた複数シナリオに基づき、上記の評価を実施する。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）
 - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
 - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
 - IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアル、IRR 手引書、IRR 計算フォーム入力解説書等を参考とすること。
 - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
 - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の2年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
 - 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - 年平均日交通量
 - 所要時間の短縮走行費の削減
 - 平均走行速度の向上
 - 交通事故発生件数・発生率
 - 渋滞長・通過時間の低減
 - 自然災害による年間通行不能日数の低減

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦

¹⁶ 本業務においては、本事業がメコンデルタ地域全体の広域かつ包括的な経済活性化に資することを対外的に明確に示すことが求められる。この意義を合理的に説明可能な形で提示するため、受注者は、広域的視点及び複数シナリオに基づき、定量的・定性的効果を一体的に評価し、効果指標及び分析すること。

企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

- 広域物流ネットワークの強化、サプライチェーンの安定性向上等の観点からも、本事業の意義を評価すること

（２４）本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

（２５）プルーフエンジニアリング（P/E）¹⁷対応

本業務では以下にも留意する。

- 対象：本業務の成果物は、発注者が別途契約するコンサルタント（P/E コンサルタント）による照査と、専門的知見を有する有識者・学識者や経験豊かな国内発注機関の技術者等で構成される国内支援委員による妥当性の確認及び国内支援委員会の対象となる。
- 確認事項：P/E では特に以下の点に注意し、調査内容や成果物の質の向上を図る。
 - ① 事業費の適切性
 - ・積算基準/単価/諸経費の計上
 - ② 工期設定の適切性
 - ・関係機関・関連工事とのスケジュール調整（工期、瑕疵通知期間等）
 - ・工事に関連し移設等が必要なユーティリティの把握
 - ・休止期間/施工可能時間の設定（例：雨季/乾季、現地の連休等）
 - ③ 施工計画、資機材調達計画の適切性
 - ・調達施工方法（パッケージ分け、入札方式、適用予定の工法等）
 - ・技術仕様（適用予定の技術基準・仕様、本邦技術等）
 - ・必要な資材の調達先、品質、供給量、運搬ルート等の検討、等
- 実施時期：P/E は、本調査の①～③の段階において実施する。
 - ① インセプション・レポート（IC/R）提出時
 - ② プログレス・レポート提出時
 - ③ インテリム・レポート（IT/R）提出前後
 - ④ ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）提出前後
- 国内支援委員会の運営事務等：受注者は、同委員会の開催に当たり委員会への出席、資料準備、議事録作成などの運営事務を行う。ここで、説明資料は

¹⁷ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

事前に発注者の確認を得ること。また、同委員会では受注者から技術面や調査方針等について説明を行い、P/E コンサルタント及び国内支援委員からの助言・意見を受け、発注者と協議の上、調査・事業計画に反映する。尚、国内支援委員の国内支援委員会への出席に係る謝金の支払いは発注者が行う。

- 現地踏査支援：調査初期段階に P/E コンサルタント及び国内支援委員による現地踏査を行うことで、成果物照査、技術的助言の深度化を図る。受注者は、発注者と協議の上、現地での視察スケジュールの作成や調整、現場案内を行う。尚、国内支援委員の現地踏査にかかる渡航費・日当・宿泊費等の支払いは発注者が行う。
- スケジュール：受注者は、P/E の結果を踏まえて各成果物に必要な修正を行う。なお、P/E コンサルタント及び国内支援委員による成果物照査・妥当性確認には原則 2 週間程度（IC/R においては約 1 週間程度）を要する。受注者は、P/E 結果を踏まえた修正作業の期間を考慮して、各成果物の提出時期を設定すること。

（26）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第 5 条 成果品」に記載の報告書等¹⁸を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

（27）調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第 5 条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

¹⁸ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。
- 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプション・レポート	契約締結後 1 か月以内 初回現地調査前	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
プロGRESS・レポート	2027 年 1 月 (契約締結後 4 カ月目途)	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
インテリム・レポート	2027 年 3 月 (契約締結後 6 カ月目途)	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
ドラフト・ファイナル・レポート (環境社会配慮部分含む)	2027 年 9 月 (契約締結後 12 か月目途) (助言委員会のドラフト・ファイナル・レポート・ワーキンググループ開催の 2 カ月前目安)	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
			電子データ	—

ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
		ベトナム語	電子データ	—
		日本語/英語/ベトナム語	CD-R	5 部
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部
			電子データ	—
		英語	製本	5 部
			電子データ	—
		ベトナム語	製本	5 部
			電子データ	—
		日本語/英語/ベトナム語	CD-R	5 部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	別途指定	
環境チェックリスト (調査方針)	契約締結後 2 ヶ月以内	日本語	電子データ	—
環境社会配慮助言委員会スコーピング資料	2026 年 11 月 (助言委員会のスコーピング・ワーキンググループ開催の約 2 ヶ月前目安)	日本語	電子データ	—
環境アセスメント案、住民移転計画案	2027 年 9 月 (助言委員会のドラフト・ファイナル・レポート・ワーキンググループ開催の 2 ヶ月前目安)	英語/ベトナム語等	電子データ	—

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

(3) プロGRESS・レポート

- 事業の背景・経緯、事業範囲の提案、本邦技術の活用可能性の検討、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮調査、隣接事業の進捗及び見込み計画等

(4) インテリム・レポート

- 事業の背景・経緯、隣接事業の進捗を踏まえた事業実施の必要性・妥当性、最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、気候変動・サステナビリティ、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）。プロGRESS・レポートにて整理された事項や他の更新。

(5) ドラフト・ファイナル・レポート

- 環境社会配慮調査結果、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果、気候変動・サステナビリティ等
- 調査結果の全体成果¹⁹、要約等

(6) デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(7) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10～15 ページ程度の調査結果の要約を含める。

(8) ファイナル・レポート（先行公開版²⁰）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報

¹⁹ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

²⁰ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の事業や財務に関わる情報

(9) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報²¹が含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

(10) 環境社会配慮に関する資料

- 環境チェックリスト（調査方針）
第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。
- 環境社会配慮助言委員会スコーピング資料
記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」の机上調査部分（代替案検討、スコーピング等）及び今後の調査スケジュール。
- 環境アセスメント案、住民移転計画案
調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）
- ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分含む）
記載内容：調査結果の全体成果、要約（環境チェックリスト案による要約を含む）

第6条 再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。ただし既存調査等で再委託契約が不要と考えられる場合は、発注者と協議の上判断する。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	気象・風況調査	降水量、気温、湿度、風向、風速等	一式	定額計上
2	水理解析・水文調査	洪水状況調査、河川横断測量、流況調査、水理解析	一式	定額計上
3	地形調査	地形、河岸浸食状況等	一式	定額計上

²¹ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

4	地質調査	地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、物理試験等	一式	定額計上
5	環境社会配慮調査	環境社会の状況確認、環境社会配慮制度・組織の確認、影響の予測・評価及び代替案、緩和策、環境管理計画（案）・モニタリング計画（案）、予算、財源、実施体制の明確化、ステークホルダー分析及びステークホルダー協議の開催支援、住民移転計画に係る調査（法的枠組みの分析、社会経済調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査、損失資産の補償・生活再建対策立案、移転先地整備計画作成、住民参加の確保、苦情処理メカニズムの検討、実施体制・スケジュール検討等）、情報公開に係る実施機関との調整等	一式	定額計上
6	交通量調査および経済効果調査	交通量調査、走行速度調査、路側起終点調査、路側選好調査、訪問選好調査 サプライチェーン、輸送時間、輸送手段、地価調査等	一式	定額計上

第7条 機材調達

本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：カントー市（人口約 320 万人）
- (3) 案件名：メコンデルタ地域における気候変動に強靱な交通網整備事業（Climate Resilient Transportation Network Development Project in Mekong Delta）
- (4) 事業の要約：メコンデルタ地域内交通ネットワーク改善のため、カントー市内に位置する複数道路および道路上に位置する小規模橋梁の改修・新設を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 道路セクター及びメコンデルタ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナム社会主義共和国（以下、「当国」という。）では、道路交通が旅客輸送の 62.4%、貨物輸送の 26.2%を占める（当国統計局、2019 年）。顕著な経済成長を背景に 2010 年から 2020 年にかけて旅客輸送は 69,197 百万人 km/年から 116,932 百万人 km/年（約 69%増）へ増加。貨物輸送は 36,179 百万トン km/年から 75,163 百万トン km/年（約 108%増）と、道路交通需要は年々増加し続けている。今後の交通需要について既存の国道 61C 号線では、2022 年では 4,454PCU/日であったところ 2030 年には 23,500PCU/日と約 5 倍になり、2050 年には 44,800PCU/日と約 10 倍にまで交通需要が伸びるとの予測がされており、交通需要の伸長に対応する必要がある。

メコンデルタ地域は、世界第 2 位のコメ輸出国である当国のコメ生産量の 56%を占め、稲作等の第一次産業が盛んで食糧生産及び食品加工、輸出による外貨獲得の観点から重要な地域である。加えて、カントー市では、2018 年に「日越友好工業団地」やジャパン・デスクが設置され、同市・地域における投資の受け皿も整いつつある。また、主要港湾や、ホーチミン市等の大都市と地理的に近接している立地条件を活かし、各省市における第二次産業の事業環境改善や投資促進のためにも、インフラ面のさらなる改善が期待されている。

当該地域では交通需要の増大が見込まれる一方で、当国のパリ協定に係る「自国が決定する貢献（Nationally Determined Contributions）」において、当該地域は海面上昇や洪水の発生等の気候変動の影響を受けやすい地域とされており、加えて運輸交通インフラもその影響を受けやすいセクターとして指摘されている。こうした背景からも、同地域において交通ネットワークの気候変動に対する強靱化を進めながら、メコンデルタ域内の連結性を向上させることが必要である。

このような状況から、ベトナム計画・投資省（以下、「MPI」という。なお、2025 年 3 月より財務省「MOF」に吸収合併。）は、メコンデルタ地域開発マスタープラン（the Master Plan for the Mekong Delta Region in the 2021-2030 period with a vision to 2050）を作成して 2022 年 2 月に首相承認を得た。「メコンデルタ地域における気候変動に強靱な交通ネットワーク事業」（以下、「本事業」。）は、上記のマスタープランの中で示されている 4 つの域内開発回廊のうちのカントー市からロン

アンに至る都市・産業経済回廊に含まれ、カントー市を東西に横断する幹線道路の整備を行うものである。本事業は、同地域において主要幹線道路を改修・建設することで、気候変動の影響を受けやすいメコンデルタ地域の交通網の改善を図るものであり、当該国マスタープランにおいても同地域が気候変動に適応しながら成長・発展をする上で戦略的な事業と位置づけられている。

（２）道路セクター及びメコンデルタ地域の開発に対する我が国及び JICA の対ベトナム社会主義共和国協力方針等と本事業の位置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2017 年 12 月）における重点分野として「成長と競争力強化」が定められ、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）においても、経済成長に伴い増大する経済インフラ需要に対応すべく道路ネットワークの整備が重点課題と分析されている。また、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では「運輸交通」と「防災・復興を通じた災害リスク削減」、クラスター事業戦略ではそれぞれ「道路アセットマネジメント」と「事前防災投資実現」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。さらに、気候変動対策について「緩和・適応に資する事業実施への支援に段階的に重点を移行する」となっており、本事業はこの方針に合致している。加えて、本事業はメコンデルタ地域の連結性向上に資する観点から、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」における「多層的な連結性」の取組みの柱に位置付けられるものである。

メコンデルタ地域、特にカントー市における協力実績として、「クーロン（カントー）橋建設事業」（2001 年、2010 年 L/A 調印）及び「国道 1 号線バイパス道路整備事業」（2001 年、2009 年 L/A 調印）により整備された橋梁はホーチミン市から同地域へのアクセスには欠かせないインフラとなっている。

（３）他の援助機関の対応

メコンデルタ地域開発マスタープランに規定される事業を推進すべく、2022 年 6 月に MPI は JICA 及び関心を有するアジア開発銀行（以下、「ADB」という。）、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、韓国輸出入銀行（KEXIM）、世界銀行（以下、「WB」という。）と支援検討に関する覚書を締結。ドナーごとに地域内の支援対象事業を分担し、事業実施に向けた検討を進めている。このほか、WB とは、「南北高速道路建設事業（ダナンークアンガイ間）」（JICA 区間 2017 年、世銀区間 2018 年完工）、ADB とは「南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）」（実施中）をはじめとする協調案件を実施し、域内連結性強化を支援している。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、気候変動に対して強靱な交通ネットワークの整備を通じてサプライチェーンの強化に資するものであり、SDGs ゴール 9 及びゴール 13 に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業はメコンデルタ地域においてカントー市から同市の南に位置するハウザン地域及び周辺都市を結ぶ幹線道路の新設及び既存道路（小規模橋梁含む）の改修を実施することにより、対象地域の交通需要への対応及び気候変動への適応を図り、もってメコンデルタ域内の連結性強化及び対象地域の社会経済発展に寄与するもの。

②事業内容（※協力準備調査にて確認）

ア) 土木工事：省間道路の新設及び既存道路上小規模橋梁の改修、既存道路の拡幅（国際競争入札または国内競争入札）

- － 省間道路（オモンゾンリエン間）約 26 km 新設（4 車線）
- － 国道 61C 号線 約 47 km 拡幅（4 車線）

イ) コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工監理等（ショート・リスト方式）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）は、協力準備調査にて確認が必要。

④他の JICA 事業との関係：なし

(2) 事業実施体制

① 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

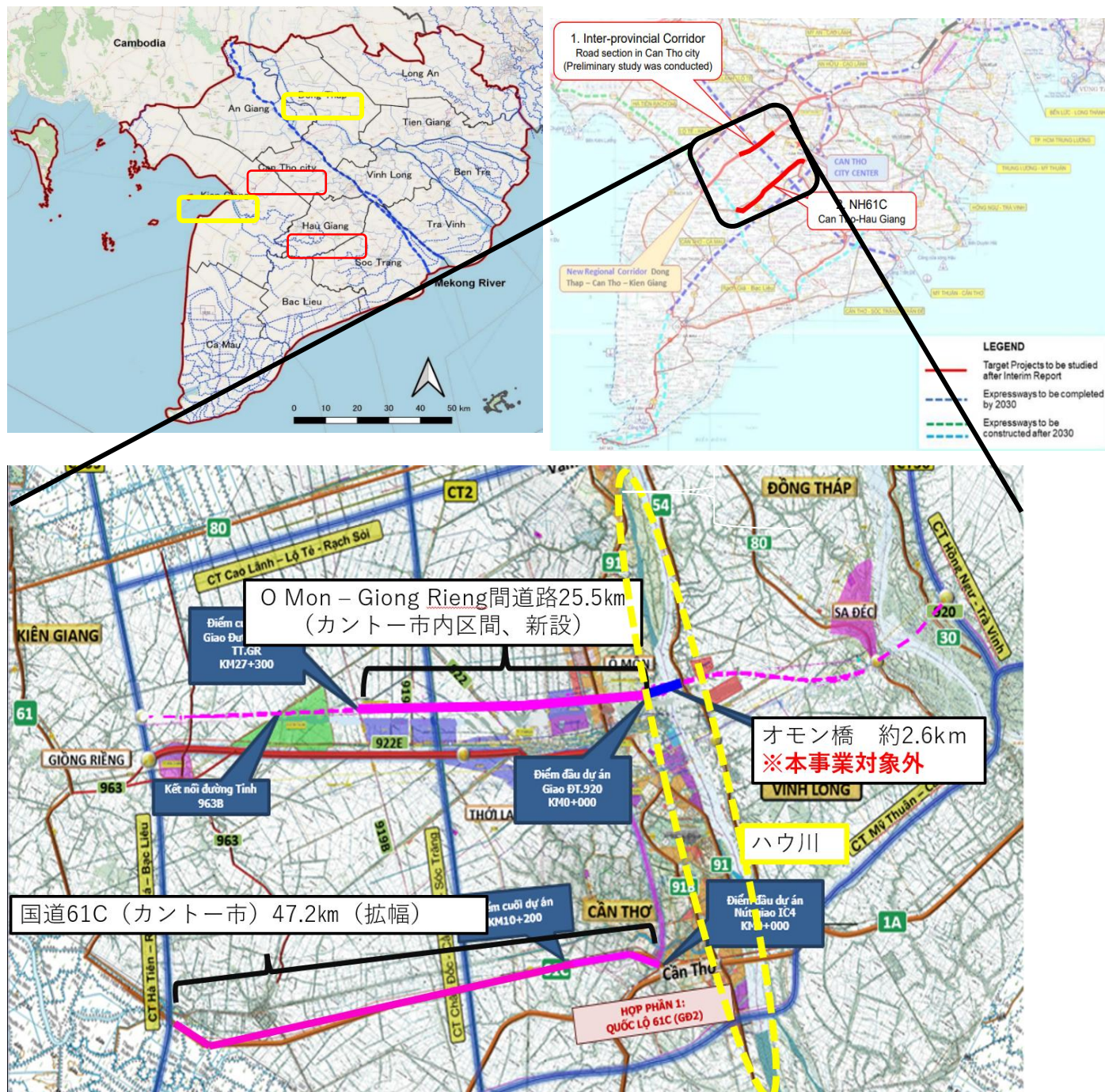
② 保証人：なし

③ 事業実施機関／実施体制：カントー市人民委員会（Can Tho People's Committee）

④ 他機関との連携・役割分担：本事業の対象省間道路（オモンゾンリエン間）はアンザン省及びドンタップ省と接続しており、両省内区間を ADB が支援予定。

⑤ 運営／維持管理体制：カントー市交通局内に設立される事業管理機関（Project Management Unit：PMU）が維持管理を担い、カントー市から付与された予算にて維持・管理、運営が行われる計画。

メコンデルタ地域における気候変動に強靱な交通網整備事業 地図



出典：ベトナム国メコンデルタ地域における地域経済開発に資する運輸交通ネットワークに係る情報収集・確認調査団（2023年4月）

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	環境社会配慮助言委員会に対する方針	第3条（8） 第4条（5）
2	運用・効果指標に係る検討・提案（交通量調査／経済調査等）	第3条（15）（16） 第4条（23）
3	調査期間短縮に向けた効率的な業務工程の検討・提案	第3条（10）
4	自然条件調査等の細目・範囲（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間）の検討・提案	第4条（4）
5	軟弱地盤における対象構造物の計画・設計・施工計画の検討に必要な地表地質踏査、地盤・ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等の実施にかかる具体的な提案	第4条（4）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路及び中小規模橋梁の新設、拡幅、維持管理、改修に係る各種業務。軟弱地盤対策に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務は、業務分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するにあたっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2 号）】

① 対象国及び類似地域：全世界

- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026 年 10 月より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- ① インセプション・レポート、環境社会配慮助言委員会スコーピング資料：2026 年 11 月
- ② プロGRESS・レポート：2027 年 1 月
- ③ インテリム・レポート：2027 年 3 月
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート、環境アセスメント案、住民移転計画案：2027 年 9 月
- ⑤ ファイナル・レポート：契約履行期限末日

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途 約 30.84 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、道路・中小規模の橋梁や自然調査（地盤等）の専門性を持つ従事者を含めてください。

- 2) 渡航回数の目途 延べ 33 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
- 交通量及び経済効果調査
- 気象・風況調査
- 水理解析・水文調査
- 地形調査
- 地質調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- 「ベトナム国メコンデルタ地域における地域経済開発に資する運輸交通ネットワークに係る情報収集・確認調査」(2023年4月)
[12379574.pdf](#)
- 「ベトナム国「第3期国道1号線橋梁リハビリ事業(I)(II)」(評価年度:2015年)」
[2015_VNX-1_4_f.pdf](#)
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン(2023年10月)
[2023年10月版ハンドブック | 事業について - JICA](#)
- 円借款事業に係る標準入札書類
[MASTER](#)
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)
[kankyoJP.pdf](#)
- 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:緩和策 Mitigation)
[M04_道路、橋梁などによる渋滞緩和 Measures on road congestion J ver7.0 final](#)
- 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:適応策 Adaptation)
[jica.go.jp/activities/issues/climate/_icsFiles/afieldfile/2026/04/14/Adaptation ver7.0 jp unified.pdf](#)
[Microsoft Word - JICA Climate-FIT 適応版 Ver7.0 JP 統合版 final 0224.docx](#)
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運輸交通】
[guidance 02 transport.pdf](#)
- JICA 安全標準仕様書(JICA Standard Safety Specification: JSSS)
(2021年2月版)
[specific 01.pdf](#)
- 資金協力事業 開発課題別の指標例
[06 aid business transportation.pdf](#)
- JICA 事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート 運輸交通
[Transportation.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無 ※ C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国で使用する言語はベトナム語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】151,639,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(70,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮調査に係る費用	第2章 特記仕様書案 第4条(5) 環境社会配慮に係る調査 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	25,000,000 円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託
2	交通量及び経済効果調査に係る費用	第2章 特記仕様書案 第4条(23) 事業効果の検討	15,000,000 円	交通量及び経済効果調査費一式	現地再委託

		第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託			
3	気象・風況調査に係る費用	第2章 特記仕様書案 第4条 (4) 自然条件調査、現地条件調査等 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	5,000,000 円	気象・風況調査費一式	現地再委託
4	水理解析・水文調査に係る費用	第2章 特記仕様書案 第4条 (4) 自然条件調査、現地条件調査等 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	5,000,000 円	水理解析・水文調査費一式	現地再委託
5	地形調査／地質調査に係る費用	第2章 特記仕様書案 第4条 (4) 自然条件調査、現地条件調査等 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	20,000,000 円	地形・地質・土質・地盤調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

なし

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/ 体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)